

○山陽小野田市墓地、埋葬等に関する法律施行細則

平成24年3月16日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の施行について、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 法第10条第1項の許可を受けようとする者は、墓地・納骨堂・火葬場経営許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）に係る土地の登記事項証明書
- (2) 墓地等に係る土地についての使用権原を有することを証する書類（墓地等に係る土地を所有していない場合に限る。）
- (3) 付近の見取図及び平面図
- (4) 納骨堂又は火葬場にあつては、当該施設の構造設備を明らかにした図面
- (5) 墓地等の管理方法を記載した書面
- (6) 宗教法人又は公益法人にあつては、登記事項証明書

2 法第10条第2項の規定による墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更に係る許可を受けようとする者は、墓地・納骨堂・火葬場変更許可申請書（様式第2号）に前項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

3 法第10条第2項の規定による墓地等の廃止に係る許可を受けようとする者は、墓地・納骨堂・火葬場廃止許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第3条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、

墓地・納骨堂・火葬場変更届（様式第4号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 墓地等の名称

(2) 墓地等の経営者の住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名）

(3) 墓地等の管理者の住所又は氏名
（許可の基準）

第4条 墓地等の新設又は変更に係る許可の基準は、別表のとおりとする。ただし、周囲の状況その他の事情から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

（墓地等の維持管理）

第5条 墓地等の経営者及び管理者は、墓地等を清潔に保つこと等により、公衆衛生上支障がないように墓地等を維持管理しなければならない。

（埋葬の方法）

第6条 死体の埋葬を行う場合の覆土の厚さは、1メートル以上でなければならない。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日の前日までに、山口県の墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和59年山口県規則第22号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第4条関係）

墓地等の新設又は変更に係る許可の基準

墓地	1 鉄道、国道、県道その他重要な道路又は河川若しくは海岸から
----	--------------------------------

	<p>50メートル以上離れた場所であり、かつ、住宅、学校、病院その他の多人数の集合する場所から100メートル以上離れた場所であること。</p> <p>2 土地は、高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれがない場所であること。</p> <p>3 周囲には、塀又は生垣が設けられていること。</p> <p>4 幅1メートル以上の通路が設けられていること。</p> <p>5 雨水等の排水路が設けられていること。</p>
納骨堂	<p>1 住宅、学校、病院その他の多人数の集合する場所から50メートル以上離れた場所であること。</p> <p>2 出入口は、施錠できる構造であること。</p>
火葬場	<p>1 住宅、学校、病院その他の多数人の集合する場所から220メートル以上離れた場所であること。</p> <p>2 周囲には、塀又は生垣が設けられていること。</p> <p>3 火葬炉には、防臭、防じんの設備等環境保全上支障がない設備が設けられていること。</p>

様式第1号（第2条関係）

（表）

墓地・納骨堂・火葬場経営許可申請書

年 月 日

山陽小野田市長 あて

申請者 住所

氏名 ⑩

（電話 — — ）

墓 地

下記のとおり 納骨堂 の経営の許可を受けたいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

火葬場

記

名 称		
所 在 地		
管 理 者	住 所	
	氏 名	
土 地 所 有 者	住 所	
	氏 名	
墓 地	面 積	m ²
	区 画 数	区画
納 骨 堂	敷地面積	m ²
	建築面積	m ²
	延べ面積	m ²
	建物の構造	造
	納骨設備の基数	基

(裏)

火葬場	敷地面積		m ²	
	建築面積		m ²	
	延べ面積		m ²	
	建物の構造		造	
	火葬炉	基数	基	
		燃料		
	附属施設		1 死体安置所	2 付添人控所
		3 残骨処理施設	4 その他 ()	
申請の理由				

添付書類

- 1 墓地等に係る土地の登記事項証明書
- 2 付近の見取図及び平面図
- 3 施設の管理方法を記載した書面

注1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

- 2 「火葬場」欄の「附属施設」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 3 墓地等に係る土地についての使用権原を有することを証する書類（墓地等に係る土地を所有していない場合に限る。）を添付すること。
- 4 納骨堂又は火葬場にあつては、施設の構造設備を明らかにした図面を添付すること。
- 5 宗教法人又は公益法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

様式第2号（第2条関係）

墓地・納骨堂・火葬場変更許可申請書

年 月 日

山陽小野田市長 あて

申請者 住所

氏名 ⑩

（電話 — — ）

墓地の区域

下記のとおり 納骨堂 の変更に係る許可を受けたいので、墓地、埋葬
火葬場
等に関する法律第10条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

名 称		
所 在 地		
変更事項	変 更 の 内 容	
	変 更 前	変 更 後
変更の理由		

添付書類

山陽小野田市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第2条第1項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付すること。

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第3号（第2条関係）

墓地・納骨堂・火葬場廃止許可申請書

年 月 日

山陽小野田市長 あて

申請者 住所

氏名 ⑩

（電話 — — ）

墓 地

下記のとおり 納骨堂 の廃止に係る許可を受けたいので、墓地、埋葬等に
火葬場
関する法律第10条第2項の規定により申請します。

記

名 称	
所 在 地	
許可番号	第 号
許可年月日	年 月 日
廃止の理由	

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第4号（第3条関係）

墓地・納骨堂・火葬場変更届

年 月 日

山陽小野田市長 あて

届出者 住所
氏名 ⑩
(電話 — —)

墓 地

下記のとおり 納骨堂 に係る事項に変更があったので、山陽小野田市墓地、
火葬場
埋葬等に関する法律施行細則第3条の規定により届け出ます。

記

名 称		
所 在 地		
変更事項	1 墓地等の名称 2 墓地等の経営者の住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名） 3 墓地等の管理者の住所又は氏名	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更年月日	年	月 日

注1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第2条関係)

様式第4号 (第3条関係)